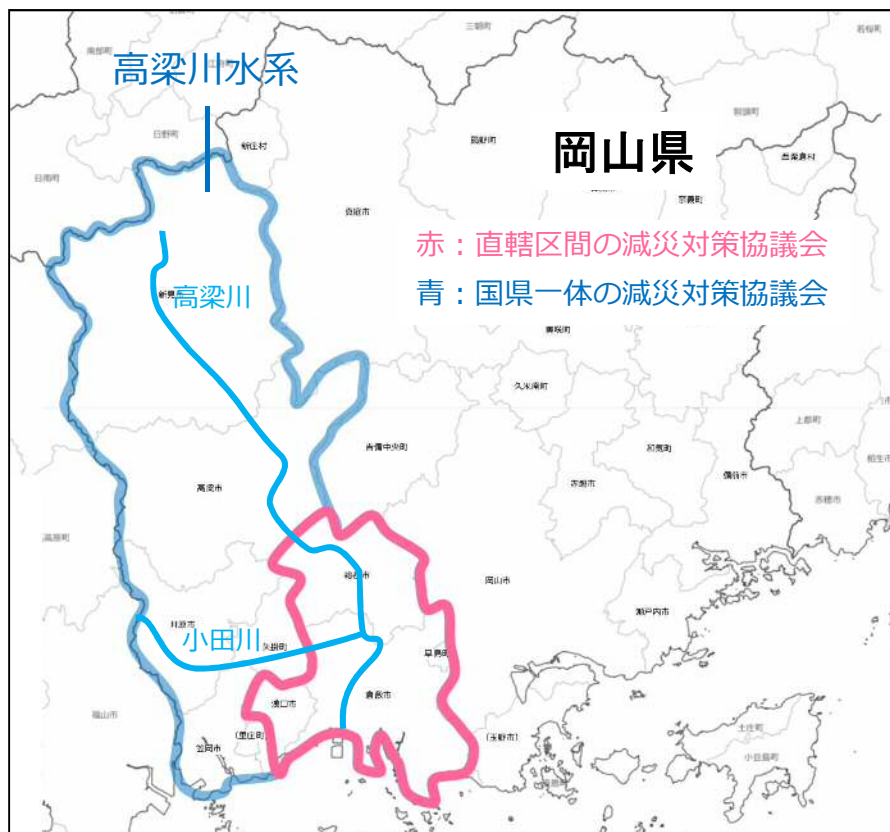


高梁川水害タイムライン検討会を発足しました

- 『水防災意識社会再構築ビジョン』を受け、国において平成28年8月に「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立。平成29年5月の水防法改正に伴い、平成30年2月に現協議会を「法定協議会」に移行。
- 平成30年7月豪雨を踏まえ、国・県それぞれにおいて組織している減災対策協議会を統合し、新たにダム管理者等を構成機関に加え、高梁川水系全体の協議会に改組。また、新たな課題解決に向けた防災行動計画検討部会を新設するとともに、平成31年3月11日に高梁川水害タイムライン検討会を発足。



⇒県管理河川を含めた水系全体でタイムラインを策定するのは国内初



高梁川水害タイムラインの特徴

- **ダム放流状況や河川水位の情報は、避難行動等に必要の情報として連携機関で共有する。**
- 河川水位は、**ダムの放流状況**や**流域全体に降る降雨**の状況により、上昇・下降に時間差が生じるなどの課題があるため、**流域全体の河川・ダム管理者も含めた検討**とする。
- また、提供された情報が公共交通機関の運行や道路の交通規制、住民の的確な避難行動等に有効と考えられるため、公共交通機関や報道機関等もタイムライン組織とする。
- 水系内の様々な関係機関が情報を共有し、連携・協力して、的確なオペレーションができる仕組みを検討する。